

「障害者週間」です

問 福祉課 ☎56-0614 記事ID 190



障がいを理由とする差別をなくすために

差別はダメ

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されました。

誰もがぐらしやすい、笑顔のあるまちにするために、地域の中で助け合いましょう。

お手伝い
します。



例

- 障がい者が困っていたら、積極的に声をかけて、本人が必要とするお手伝いをしましょう。
- 優先駐車場などの優先スペースには、必要ない人は駐車などしないようにしましょう。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置いたり、道をふさいだりしないようにしましょう。

不当な差別的取扱いとは?

正当な理由なく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

例

- お店に入ろうとしたら、車椅子を理由に入店を断られた。
- マンションの契約をしようとしたら、障がいがあることを理由に契約ができなかった。

手伝ってね!

合理的配慮をしないこととは?

障がい者から、配慮を求められたとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫をすることを、合理的配慮といいます。(障がい者が困っていることに対し、合理的配慮をしないことは差別にあたります。)

例

- 視覚障がいがあると伝えたのに、内容を読み上げて説明などをせず、書類だけ渡された。
- 行事などで、事前に聴覚障がいがあることを伝えたが、案内が音声のみでしか行われなかった。

※配慮を求められなかった場合や、正当な理由(過重な負担など)がある場合は、法的な差別にはなりません。

もしも、障がいを理由とする差別を受けて困った時には、次の場所に相談してください。

■ 福祉課
☎56-0614 FAX63-2940

■ 長久手市障がい者基幹相談支援センター
☎64-2333 FAX64-2337

長久手市職員からの差別について …………… ■ 人事課

☎56-0604 FAX63-2100

教育委員会の所管する部署からの差別について …………… ■ 長久手市教育委員会

☎56-0625 FAX62-1451